

屋内配線工事及びかけつけ設定サポート利用規約

第 1 条（本工事等）

KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、この屋内配線工事及びかけつけ設定サポート利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、屋内配線工事並びに機器等の取付工事及び設定、屋内配線撤去工事並びに機器等の撤去工事及び回収（以下「本工事等」といいます。）を行います。

2. 本工事等の詳細内容については、別紙に定める通りとします。

第 2 条（本工事等の利用申込）

本工事等の利用を希望するときは、本規約に同意のうえ、そのことを当社の指定する方法により、当社に申込みをしていただきます。

2. 前項の規定に係らず、別紙に該当すると規定がある場合はこの限りではありません。

第 3 条（本工事等の申込みの承諾）

当社は、本工事等の申込みがあった時は、受付順にしたがって承諾します。

2. 当社は前項の規定に係らず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その申込を承諾しないことがあります。

（1）申込者（本工事等の申込みをした者としてします。以下同じとします。）が、次に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）の契約者でないとき

- ・当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス
- ・当社の FTTH サービス契約約款に定める FTTH サービス
- ・当社の有料放送役務契約約款に定める TV サービス

（2）申込時に虚偽事項を申告したとき。

（3）申込に係る内容が、第 1 条第 2 項に定める条件外であったとき。

（4）申込者が本工事等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（5）当社の業務遂行上その申込を承諾することが著しく困難なとき。

3. 申込の承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合は、当社はその承諾を取り消すことがあります。

第 4 条（申込内容の変更）

お客様（本工事等の契約を締結している者をいいます。以下同じとします。）は、第 2 条の申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第 5 条（本工事等の提供等）

当社は、お客様が契約している本サービスを利用する場所に限り本工事等を行うものとします。

2. 本工事等は、当社が別途指定する工事業者（以下「工事業者」といいます。）が行うものとします。

第 6 条（本工事等の事前準備等）

お客様は、当社が指定する、本工事等を行うために必要な物品等（以下「物品等」といいます。）を、本工事等が行われる前に予め準備

備するものとします。なお、当該物品等の準備に係る費用は、お客様の負担とします。

2. 当社は、前項の物品等をお客様に販売することがあります。当該物品等の代金の請求及び支払方法は第 11 条に準じるものとします。

第 7 条（本工事等の事前確認）

本工事等を行う日時は、当社又は工事業者とお客様の間で調整のうえ、決定します。

2. 当社は、本工事等の作業に着手する前に、訪問した工事業者よりお客様へ次の事項についての確認を行うものとします。

- (1) 本工事等の内容、手順
- (2) 本工事等に関係するお客様宅及びお客様宅内の物品の損傷の有無
- (3) お客様宅内で本工事等を実施するうえで危険な場所の有無

第 8 条（本工事等の完了）

工事業者による本工事等に係る作業終了後、お客様は、当社所定の完了報告書に署名又は捺印するものとし、その時点をもって本工事等は完了したものとします。

2. お客様が本工事等の完了後明らかに当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、作業後 14 日以内に限り無償で対応するものとします。

第 9 条（本工事等の中止）

当社は、次の各号に該当する場合は、本工事等に着手したか否かにかかわらず、本工事等を中止することができるものとします。

- (1) 工事業者が本工事等に着手できない、または本工事等を継続できない相当の事由があるとき。但し、当社の責に帰すべき事由による場合は除きます。
- (2) お客様宅又はお客様宅内の物品に損害を与える可能性が高いと当社又は工事業者が判断したとき

第 10 条（工事料等）

本工事等の料金(以下「工事料」といいます。)は、別紙に定める通りとします。

2. お客様は、当社設備状況、他回線との干渉又はお客様宅内の通信設備の影響等により、本サービスの利用ができない場合であっても、工事料を負担するものとします。

第 11 条（支払方法）

当社は、お客様に対し、本サービスに係る利用料請求時に、前条の工事料並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を併せて請求するものとします。お客様は、当該請求書記載の支払期日及び支払方法にてこれを支払うものとします。

2. 前項の支払方法をクレジットカードに指定する場合は以下のとおり取り扱います。

- (1) 当社がお客様に対して有する工事料の債権（以下「代金債権」という）は、当社から各クレジット会社に譲渡されるものとします。
- (2) 当社及びに各クレジット会社は、前項に基づく代金債権の譲渡について、お客様に対する個別の通知又は承認を省略するものとします。
- (3) 代金債権の譲渡が不成立又は解除となった場合、お客様は当社との間で直接当該代金債権の処理について解決するものとします。

第 12 条（延滞利息）

本工事料（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 13 条（無保証）

当社は、お客様に対する本工事等の提供をもって、お客様による本サービスの利用を保証するものではありません。

第 14 条（責任の範囲）

当社が本工事等を行うにあたりお客様に損害を与えた場合、当社は、当該本工事にかかる工事料に相当する金額を上限として当該損害を賠償するものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、当該上限を適用しないものとします。

2. お客様は、お客様のパソコン等に保存されているデータ等のバックアップを予め作成するものとします。お客様によるバックアップの作成に際して当該データ等が滅失した場合であっても、当社は、損害賠償の責任を負わないものとします。

第 15 条（権利義務の譲渡等）

お客様は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本工事等の契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第 16 条（契約の解約）

お客様は、本工事等の契約を解約する場合、当社所定の方法により必要事項を当社に届け出るものとします。

第 17 条（お客様に係る情報の利用）

当社は、お客様に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、本工事等又は当社若しくは協定事業者等の電気通信サービスに係る料金の適用若しくは料金の請求又は本規約その他の当社の契約約款（料金表を含みます。）又は協定事業者等の契約約款（料金表を含みます。）の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本工事等を行うにあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーのとおりとします。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客様に係る情報を当社の業務を委託しているものに提供する場合を含みます。

第 18 条（本規約の内容の変更）

当社は、民法の定めに従い、お客様の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合、当社は変更後の本規約及び当該変更の効力発生時期を、本サービスに係る Web サイトに掲載して周知するものとします。また改定された本規約は、当該効力が発生した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は、変更後の内容によります。

第 19 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

■別紙

1. 屋内配線工事

工事種別		工事内容	ご注意事項	単位	工事料 税別	対象サービス※1		
						au one net 「フレッツ光」 コース	au ひかり	対象 プロバイダ*
訪問費		屋内配線工事を行う際の出張費用		1 訪問	3,600 円 (税込 3,960 円)	○	○	すべて
配線工事	保安器～HGW 延長工事	HGW から保安器までのメタル線敷設		1 工事	8,500 円 (税込 9,350 円)	－	△	すべて
	第一モジュラー～HGW 延長工事	お客さま宅内の第1プレートから HGW までのメタル線敷設	・別の部屋へまたぐ場合も含みます。	1 工事	5,000 円 (税込 5,500 円)	－	△	すべて
	ケーブル敷設基本工事	LAN ケーブル/RJ11 ケーブルの敷設	・露出工事を基本とし、ステイブルまたは張付けサドルにて固定します。 ・総配線の長さ 10m までとし、ケーブル種類は問わず2本、整端4箇所までとします。	1 工事	7,800 円 (税込 8,580 円)	○	○	すべて
		LAN ケーブル(CAT6A)の敷設		1 工事	9,000 円 (税込 9,900 円)	－	▼	すべて
	ケーブル敷設延長工事	LAN ケーブル/RJ11 ケーブルの「ケーブル敷設基本工事」を超える場合の延長工事	・1m ごとに「ケーブル敷設基本工事」に加算します。	1m	500 円 (税込 550 円)	○	○	すべて
		LAN ケーブル(CAT6A)の「ケーブル敷設基本工事」を超える場合の延長工事		1m	900 円 (税込 990 円)	－	▼	すべて
	屋外用 LAN ケーブル配線工事	HGW からお客さま希望箇所までの屋外用 LAN ケーブルの敷設	・屋外への簡易壁穴あけも含みます。 ・穴あけ箇所の防水処理を行います。 ・総配線の長さ 10m までとし、ケーブル種類は問わず2本、整端4箇所までとします。	1 工事	9,800 円 (税込 10,780 円)	－	△	すべて
		HGW からお客さま希望箇所までの屋外用 LAN ケーブル(CAT6A)の敷設		1 工事	14,000 円 (税込 15,400 円)	－	▼	すべて
	屋外用 LAN ケーブル配線延長工事	LAN ケーブルの「屋外用 LAN ケーブル配線工事」を超える場合の延長工事	・1m ごとに「屋外用 LAN ケーブル配線工事」に加算します。	1m	950 円 (税込 1,045 円)	－	△	すべて
		LAN ケーブル(CAT6A)の「屋外用 LAN ケーブル配線工事」を超える場合の延長工事		1m	1,400 円 (税込 1,540 円)	－	▼	すべて
	光ケーブル交換費	光ケーブルの交換	・光ケーブル 10m までの配線の交換を行います。	1 工事	3,000 円 (税込 3,300 円)	－	▲	すべて
	横引き配線工事	マンションの IDF～戸宅までの LAN/RJ11 ケーブルの敷設		1 工事	15,750 円 (税込 17,325 円)	－	▽	すべて
取付工事	LAN ジャック取付工事	RJ45 ケーブルのジャック新設工事	・既存 LAN 配線へのコネクタの取付の場合も適用します。	1 工事	1,800 円 (税込 1,980 円)	○	○	すべて
	MJ 追加取付対応	モジュラージャック取付		1ヶ口	1,400 円 (税込 1,540 円)	－	○	すべて
その他	簡易壁穴あけ	お客様宅内の簡易な壁の穴あけ		1 工事	2,300 円 (税込 2,530 円)	－	△	すべて

注1) 工事に伴いモール・ジャック等の部材が発生した場合は、別途費用を請求させていただきます。

注2) 回線開通時に屋内配線工事を行う場合は訪問費はかかりません。

注3) 上記以外の特別な配線工事等を行うことがあります。この場合はお見積もりによるご請求となります。

注4) △の項目については、FTTH サービス契約約款に定めるタイプⅠ カテゴリーⅠコースⅢ・カテゴリーⅡ、タイプⅤカテゴリーⅠ・カテゴリーⅡ (au ひかり ホーム)に限り提供いたします。

注5) ▲の項目については、光コンセント設置の場合に限り提供いたします。

注6)▽の項目については、FTTH サービス契約約款に定めるタイプⅡカテゴリⅠ、タイプⅢカテゴリⅠ、タイプⅣカテゴリⅠ（au ひかり マンションタイプⅤ、タイプ G、タイプ E、タイプ F、都市機構）に限り提供いたします。

注7)▼の項目については、FTTH サービス契約約款に定めるタイプⅠカテゴリⅡ（au ひかり ホームのうち CAT6A ケーブルに対応した HGW を提供するもの）に限り提供いたします。

2. 機器等の取付、設定等（かけつけ設定サポート）

(1)基本工事

工事種別		工事内容	ご注意事項	単位	工事料 税別	対象サービス※1		
						au one net 「フレッツ光」 コース	au ひかり	対象 プロバイダ
基本設定サ ービス	基本設定 (有線)	インターネット接続設定 ① 機器の接続(ONU※3※4・ HGW・モデム・パソコン・電話 機) ②ONU※3※4・モデ ム・HGW の接続設定 ③動 作確認	・1 工事につきパソコン 1 台 となります。 ・当社が別途指定する機器 の設定に変更することが可 能です。※2	1 工事 (メール設定 は 1 アドレス まで)	6,800 円 (税込 7,480 円)	○	○	すべて
		パソコンの設定 ①ネットワ ーク設定 ②ブラウザ接続 設定 ③動作確認						
		メールの設定 ①Outlook の設定 ②動作確認						
	基本設定(宅内 LAN 機器含む)	上記基本設定＋ 宅内 LAN 機器の設定:宅内 LAN 機器の装着 ②ドライ バ設定 ③セキュリティ設定 ④接続確認		1 工事	9,500 円 (税込 10,450 円)	○	○	すべて

(2)オプション工事

工事種別		工事内容	ご注意事項	単位	工事料 税別	対象サービス※1		
						au one net 「フレッツ光」 コース	au ひかり	対象 プロバイダ
訪問費		オプション工事のみの場合 の出張費用		1 訪問	3,600 円 (税込 3,960 円)	○	○	すべて
追加設定 サービス	追加接続設定 (有線)	2 台目以降のパソコンの設 定	・ルータ設定を伴う LAN 環 境の構築は実施しません。 ・1 工事につきパソコン 1 台と なります。 ・当社が別途指定する機器 の設定に変更することが可 能です。※2	追加 1 台	2,800 円 (税込 3,080 円)	○	○	すべて
	追加接続設定 (宅内 LAN 機器含 む)	内容は基本設定サービス の内容と同じ		追加 1 台	4,000 円 (税込 4,400 円)	○	○	すべて
	追加接続設定(Wi-Fi 子機)	2 台目以降の Wi-Fi 子機の ネット接続設定		追加 1 台	2,800 円 (税込 3,080 円)	○	○	すべて
HGW の 設定		HGW(ホームゲートウェイ) の接続設定	・基本設定サービスをお申込 の場合、HGW1 台分の工事 は基本設定サービスに含ま れています。	1 工事	2,000 円 (税込 2,200 円)	-	○	すべて
TVサービス 設定		STB の設定	auひかりTVサービスの接 続設定。(STB(セットトッ プボックス)機能の設定とな ります)	1 工事	3,000 円 (税込 3,300 円)	-	○	すべて
セキュリティ 設定		セキュリティソフト設 定	・すでにインストールされて いたセキュリティソフトのアン インストールを含みます。 ・市販品のセキュリティソフト および安心ネットセキュリティ に限りします。	1 台	4,500 円 (税込 4,950 円)	○	○	すべて
その他追加 メニュー	メールの追加設定	メールアカウントの設定 (Outlook)	・アドレス取得作業も含みま す。	追加 1 アドレス	600 円 (税込 660 円)	○	○	すべて
	機器等(PC・ゲーム 機等)の初期設定	①梱包箱からの開封 ② PC・ゲーム機等の設置(配 線も含む) ③OS の初期設 定 ④動作確認		1 工事	5,800 円 (税込 6,380 円)	○	○	すべて
	プリンター/スキャナ ー設定(多機能プリン ター含む)	①プリンター・スキャナーの 多機能プリンターの設定 ②ドライバの設定 ③接続 確認		1 工事	4,300 円 (税込 4,730 円)	○	○	すべて

	外付ドライブ等の取付	①外付ドライブ等の装着 ②ドライバ等の設定 ③接続確認		1 工事	3,000 円 (税込 3,300 円)	○	○	すべて
	ソフトウェアインストール	購入済みのソフトウェアのインストール	・お客様が正規に購入された CD-ROM 等に限りです。	1 ソフト	4,600 円 (税込 5,060 円)	○	○	すべて
	Windows アップグレード	Window の OS のアップグレード、サービスパックのバージョンアップやセキュリティホールのアップデート	・マイクロソフトにて推奨されているスペック以上のパソコンの場合実施可能です。	1 工事	10,800 円 (税込 11,880 円)	○	○	すべて
屋内撤去工事	機器取り外し	ご利用にならなくなった機器の取外し	・1 工事につき 2 台まで取り外します。	1 工事	900 円 (税込 990 円)	-	○	すべて
	機器取り外し・回収	ご利用にならなくなった機器の取外しと回収	・1 工事につき 2 台まで取り外し・回収します。 ・回収する機器は KDDI からのレンタル機器に限りです。	1 工事	1,800 円 (税込 1,980 円)	-	○	すべて
	保安器折返し撤去工事	HGW から保安器まで敷設したメタル線の撤去		1 工事	6,100 円 (税込 6,710 円)	-	△	すべて
	第一プレート折返し撤去工事	お客さま宅内の第1プレートから HGW まで敷設したメタル線の撤去		1 工事	3,700 円 (税込 4,070 円)	-	△	すべて
	ケーブル撤去基本工事(10mまで)	敷設した LAN ケーブル/RJ11 ケーブルの撤去	・総配線の長さ 10m までとします。	1 工事	6,000 円 (税込 6,600 円)	-	○	すべて
	ケーブル撤去延長工事(1m単位)	LAN ケーブル/RJ11 ケーブルの「ケーブル撤去基本工事」を超える場合の撤去工事	・1m ごとに「ケーブル撤去基本工事」に加算します。	1 工事	400 円 (税込 440 円)	-	○	すべて
	屋外ケーブル撤去工事	HGW からお客さま希望箇所まで敷設した屋外用 LAN ケーブルの撤去	・壁の貫通工事がされている場合は、防水浸食対策を行います。	1 工事	9,000 円 (税込 9,900 円)	-	△	すべて

注1) 対象OSは当社が別に定める当社ホームページに記載のものとします。パソコンは完成品として市販され、メーカーが現在もサポートしているものとします。

注2) 基本設定と同時にオプションサービスをお申込の場合、訪問費はかかりません。

注3) △の項目については、FTTH サービス契約約款に定めるタイプ I カテゴリー I コースⅢ・カテゴリーⅡ、タイプⅤカテゴリーⅠ・カテゴリーⅡ(au ひかり ホーム)に限り提供いたします。

※1 お申し込んでいるサービスによって、かけつけ設定サポート・屋内配線工事の実施可能なメニューが異なります。○がついているサービスが対象となります。△は一部お申込タイプにおいて、ご提供できない場合がございます。

※2 当社が別途指定する機器は、当社ホームページに記載の機器となります。

※3 FTTH サービス契約約款に定める FTTH サービス(タイプⅠカテゴリーⅡ・タイプⅡカテゴリーⅡ・タイプⅡカテゴリーⅢ・タイプⅢカテゴリーⅢ・タイプⅣカテゴリーⅡ・タイプⅣカテゴリーⅢ・タイプⅤカテゴリーⅡに限りです)をお申し込みのお客様の場合、ONU の設置工事を、かけつけ設定サポートのお申し込み無しで、FTTH サービス契約約款に定める FTTH 接続回線の新設に係る工事と同時に無償で実施する場合があります。

※4 FTTH サービス契約約款に定める FTTH サービス(タイプⅠカテゴリーⅠコースⅢ又はタイプⅤカテゴリーⅠに限りです)をお申し込みのお客様であって、FTTH サービス契約約款に定める FTTH 電話サービスをお申し込みのお客様(FTTH サービス契約約款に定める番号ポータビリティサービスの申し込みにより他の電気通信事業者の提供する IP 電話サービス(当社が定めるものに限りです)からの一般番号ポータビリティを行うお客様に限りです)の場合、ONU の設置工事を、かけつけ設定サポートのお申し込み無しで、FTTH サービス契約約款に定める FTTH 接続回線の新設に係る工事と同時に無償で実施する場合があります。

附則

(適用期日)

1. この改正本規約は、2007 年 8 月 1 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007 年 8 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2007 年 9 月 30 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(事業所用のものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2007 年 8 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)若しくは第 3 種 ADSL 接続サービス又は当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2007 年 12 月 31 日までに、その基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者又は当社の FTTH サービス約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007 年 9 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2007 年 9 月 30 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)若しくは第 3 種 ADSL 接続サービス又は当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠのものに限ります。))のものを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 1 月 31 日までに、その基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者又は当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007 年 10 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 3 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(事業所用のものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、この規約の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2008 年 1 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)又は第 3 種 ADSL 接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 5 月 31 日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。))について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用の日から 2007 年 10 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本
5. 工事に規定する基本設定サービス(2008 年 2 月 29 日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。))について、この規約にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
6. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
7. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007 年 10 月 31 日から適用します。

(経過措置)

2. 2008 年 3 月 31 日までに、当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007 年 11 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 1 月 31 日までの間において、当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I とカテゴリー III のものに限り。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 5 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限り。))します。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008 年 2 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 4 月 30 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コース II (住宅用のものに限り。))のものに限り。))又は第 3 種 ADSL 接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 8 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限り。))します。
3. この改正規約適用の日から 2008 年 4 月 30 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I とカテゴリー III のものに限り。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 8 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、この規約にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限り。))します。
4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008 年 2 月 25 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008 年 4 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. 2009 年 3 月 31 日までに、当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー III のものに限り。))のものに限り。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限り。))について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者に

つき 1 回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008 年 5 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 6 月 30 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。))又は第 3 種 ADSL 接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 10 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2008 年 6 月 30 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠとカテゴリーⅢのものに限り。))を除き。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 10 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、この規約にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の ADSL FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008 年 7 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 8 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。))又は第 3 種 ADSL 接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 12 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2008 年 8 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠとカテゴリーⅢのものに限り。))を除き。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 12 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、この規約にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のと

おりとします。

5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008 年 9 月 1 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008 年 9 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 9 月 30 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限りします。))のものに限りします。)又は第 3 種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009 年 1 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限りします。
3. この改正規約適用の日から 2008 年 9 月 30 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠとカテゴリーⅢのものに限りします。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009 年 1 月 30 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限りします。
4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008 年 10 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2009 年 1 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限りします。))のものに限りします。)又は第 3 種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009 年 7 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限りします。
3. この改正規約適用の日から 2009 年 1 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠとカテゴリーⅢのものに限りします。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に

規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009 年 7 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。))について、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限りします。

5. この改正規約適用の日から 2009 年 3 月 31 日までに、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリーⅢのものに限りします。))のものに限りします。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限りします。))について、この規約の規定にかかわらずその支払を要しません。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限りします。
6. この改正規約適用の日から 2009 年 3 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種ADSL接続サービス(コースⅡ(事業所用のものに限りします。))のものに限りします。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、この規定に関わらず基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とし、基本設定(有線)についてはその支払は要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限りします。
7. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
8. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正本規約は、2008 年 11 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 12 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種ADSL接続サービス(コースⅡ(事業所用のものに限りします。))のものに限りします。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009 年 3 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。))について、この規定に関わらず基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とし、基本設定(有線)についてはその支払は要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限りします。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009 年 2 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2009 年 4 月 30 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限りします。))のものに限りします。))又は第 3 種ADSL接続サービスに申込みを

し、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年10月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限り。))

3. この改正規約適用の日から2009年4月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIとカテゴリーIIIのものに限り。))を除きます。かつFTTH電話契約のみの申込みを除きます。))の申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年10月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。))
4. この改正規約適用の日から2009年4月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話契約のみの申込みに限り。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年10月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。))
5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年4月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2010年3月31日までに、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIIIのものに限り。))のものに限り。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限り。))について、この規約の規定にかかわらずその支払を要しません。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。))
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年5月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2009年5月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限り。))のものに限り。))又は第3種ADSL接続サービスに申込みを

し、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年11月30日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限り。))します。

3. この改正規約適用の日から2009年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIとカテゴリーIIIのもの)に限り。))を除きます。かつFTTH電話契約のみの申込みの場合を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年11月30日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。))します。
4. この改正規約適用の日から2009年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話契約のみの申込み)に限り。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年11月30日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。))します。
5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年6月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2009年9月30日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のもの)に限り。))のものに限り。))又は第3種ADSsL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年3月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限り。))します。
3. この改正規約適用の日から2009年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIとカテゴリーIIIのもの)に限り。))を除きます。かつFTTH電話契約のみの申込みを除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年3月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。))します。
4. この改正規約適用の日から2009年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FT

TH電話サービスのみのお申込みに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年3月31日までにその基本工事を完了したものに限りま)に係るものに限りま)について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

5. このサービス規約摘要の日から2010年3月31日までの間において、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢのものに限りま)、、インターネット接続サービス契約約款に規定するADSL接続サービス(第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事業所用のものに限りま)のものを除きま)をご契約中で、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(2)オプションサービスに規定するセキュリティソフト設定(セット)に係るものに限りま)の工事を完了した場合は、そのセキュリティソフト設定(セット)を5,000円(税込5,250円)とします。
6. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかつたこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
7. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年6月18日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年10月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2010年1月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限りま)のものに限りま)又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年7月31日までにその基本工事を完了したものに限りま)に係るものに限りま)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2010年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのもの)に限りま)を除きま。かつFTTH電話契約のみの申込みを除きま)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年7月31日までにその基本工事を完了したものに限りま)に係るものに限りま)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用の日から2009年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話サービスのみのお申込みに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年4月30日までにその基本工事を完了したものに限りま)に係るものに限りま)について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかつたこのサービスの料金その他の債務については、なお従前の

とおりとします。

6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010 年 1 月 6 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010 年 2 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2010 年 3 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限りします。))のものに限りします。)又は第 3 種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010 年 9 月 30 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限りします。
3. この改正規約適用の日から 2010 年 3 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのもの)に限りします。)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010 年 9 月 30 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限りします。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010 年 4 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2010 年 5 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限りします。))のものに限りします。)又は第 3 種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010 年 11 月 30 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限りします。
3. この改正規約適用の日から 2010 年 5 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのもの)に限りします。)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたとき

は、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年11月30日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。))

4. この改正規約適用の日から2011年7月31日までに、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーⅢのものに限り。))のものに限り。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限り。))について、この規約の規定にかかわらずその支払を要しません。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。))
5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年5月10日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年6月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2010年8月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限り。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2011年2月28日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。))
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年6月2日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年9月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2010年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タ

イブⅠ（カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。）を除きます。）に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料（別紙 2. 機器等の取付、設定等（かけつけ設定サポート）（1）基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定（有線）を 2,000 円（税込 2,100 円）、基本設定（宅内LAN機器含む）を 4,700 円（税込 4,935 円）とします。また（2）オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

（適用期日）

1. この改正規約は、2010 年 10 月 1 日から適用します。

附則

（適用期日）

1. この改正規約は、2010 年 11 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2011 年 1 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。）を除きます。）に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料（別紙 2. 機器等の取付、設定等（かけつけ設定サポート）（1）基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定（有線）を 2,000 円（税込 2,100 円）、基本設定（宅内LAN機器含む）を 4,700 円（税込 4,935 円）とします。また（2）オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

（適用期日）

1. この改正規約は、2010 年 11 月 8 日から適用します。

附則

（適用期日）

1. この改正規約は、2011 年 2 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2011 年 3 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。）を除きます。）に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料（別紙 2. 機器等の取付、設定等（かけつけ設定サポート）（1）基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定（有線）を 2,000 円（税込 2,100 円）、基本設定（宅内LAN機器含む）を 4,700 円（税込 4,935 円）とします。また（2）オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011 年 4 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2011 年 4 月 30 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011 年 5 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2011 年 5 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011 年 6 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2011 年 7 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011 年 8 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2011 年 9 月 30 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011 年 9 月 1 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011 年 10 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2011 年 10 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2011 年 10 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTH電話サービスのみの申込みに限ります。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011 年 11 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2012 年 1 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2012 年 1 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話サービスのみのお申込みに限ります。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012 年 2 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2012 年 5 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2012 年 5 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話サービスのみのお申込みに限ります。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012 年 4 月 1 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012 年 6 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2012 年 8 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2012 年 8 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、別途「安心トータルサポート」の申込をし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本設定(宅内LAN機器含む)を 2,000 円(税込 2,100)とします。また(2)オプション工事に規定する追加接続設定(Wi-Fi 子機)、ならびに追加接続設定(宅内LAN機器含む)について、基本設定サービスと同時に実施した場合、どちらか 1 台のみ、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012 年 9 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2012 年 9 月 30 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2012 年 9 月 30 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、別途「安心トータルサポート」の申込をし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本設定(宅内LAN機器含む)を 2,000 円(税込 2,100)とします。また(2)オプション工事に規定する追加接続設定(Wi-Fi 子機)、ならびに追加接続設定(宅内LAN機器含む)について、基本設定サービスと同時に実施した場合、どちらか 1 台のみ、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012 年 10 月 1 日から適用します。

2. この改正規約適用の日から 2013 年 1 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱い、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013 年 2 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2013 年 3 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱い、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013 年 4 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2013 年 5 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 6,800 円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 9,500 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013 年 6 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2013 年 7 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスにつ

いて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013 年 8 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2013 年 9 月 30 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I ・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013 年 10 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2013 年 11 月 30 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I ・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013 年 10 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2014 年 1 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I ・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

(適用期日)

1. この改正規約は、2014 年 2 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2014 年 3 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。かつ、ISP が au one net に限ります。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2015 年 3 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi 子機)について、いずれか 1 台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2014 年 3 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除き、かつ ISP が au one net を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014 年 4 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2014 年 6 月 30 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。かつ、ISP が au one net に限ります。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2015 年 6 月 30 日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi 子機)について、いずれか 1 台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2014 年 6 月 30 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除き、かつ ISP が au one net を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税抜)と

します。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限りま

4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014 年 4 月 9 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014 年 7 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2014 年 9 月 30 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のもの)に限ります。)を除きます。かつ、ISP が au one net に限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2015 年 9 月 30 日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi 子機)について、いずれか 1 台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限りま
3. この改正規約適用の日から 2014 年 9 月 30 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のもの)に限ります。)を除き、かつ ISP が au one net を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限りま
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014 年 10 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2014 年 10 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のもの)に限ります。)を除きます。かつ、ISP が au one net に限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2015 年 10 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション

ョン工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi 子機)について、いずれか 1 台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用の日から 2014 年 10 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除き、かつ ISP が au one net を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014 年 11 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2015 年 1 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。かつ、ISP が au one net に限ります。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2016 年 1 月 31 日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi 子機)について、いずれか 1 台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2015 年 1 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除き、かつ ISP が au one net を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015 年 2 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2015 年 3 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タ

タイプⅠ（カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡのものに限ります。）を除きます。かつ、ISPがau one netに限ります。）に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料（別紙2. 機器等の取付、設定等（かけつけ設定サポート）（1）基本工事に規定する基本設定サービスについて（2016年3月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。）に係るものに限ります。）、基本設定（有線）、基本設定（宅内LAN機器含む）を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また（2）オプション工事に規定する、追加接続設定（有線）、追加接続設定（宅内LAN機器含む）ならびに、追加接続設定（Wi-Fi 子機）について、いずれか1台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用の日から2015年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡのものに限ります。）を除き、かつISPがau one netを除きます。）に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料（別紙2. 機器等の取付、設定等（かけつけ設定サポート）（1）基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定（有線）を2,000円（税抜）、基本設定（宅内LAN機器含む）を4,700円（税抜）とします。また（2）オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（適用期日）

1. この改正規約は、2015年4月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2015年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡのものに限ります。）を除きます。かつ、ISPがau one netに限ります。）に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料（別紙2. 機器等の取付、設定等（かけつけ設定サポート）（1）基本工事に規定する基本設定サービスについて（2016年5月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。）に係るものに限ります。）、基本設定（有線）、基本設定（宅内LAN機器含む）を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また（2）オプション工事に規定する、追加接続設定（有線）、追加接続設定（宅内LAN機器含む）ならびに、追加接続設定（Wi-Fi 子機）について、いずれか1台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2015年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡのものに限ります。）を除き、かつISPがau one netを除きます。）に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料（別紙2. 機器等の取付、設定等（かけつけ設定サポート）（1）基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定（有線）を2,000円（税抜）、基本設定（宅内LAN機器含む）を4,700円（税抜）とします。また（2）オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015 年 6 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2015 年 8 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015 年 7 月 29 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015 年 9 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2015 年 10 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015 年 11 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2016 年 1 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016 年 2 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2016 年 3 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016 年 4 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2016 年 5 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016 年 6 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2016 年 8 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016 年 9 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2016 年 10 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限り。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016 年 11 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2017 年 1 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限り。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016 年 12 月 1 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017 年 2 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2017 年 3 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限り。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017 年 4 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2017 年 5 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限り。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017 年 4 月 11 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017 年 6 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2017 年 8 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限り。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017 年 9 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2017 年 9 月 30 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限り。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート))(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき、最初に申し込まれた 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017 年 10 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2017 年 11 月 30 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき、最初に申し込まれた 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017 年 12 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2018 年 3 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき、最初に申し込まれた 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2018 年 4 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2018 年 5 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき、最初に申し込まれた 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2018 年 6 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日以降に当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のもの)に限ります。)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料のうち別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき、最初に申し込まれた1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2018 年 7 月 4 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2018 年 10 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2018 年 11 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2019 年 3 月 1 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2020 年 1 月 14 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2020 年 3 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2020 年 3 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II のもの)に限ります。)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10

条に規定する工事料のうち別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき、最初に申し込まれた1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2020 年 3 月 25 日から適用します。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2021 年 3 月 25 日から適用します。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2023 年 9 月 1 日から適用します。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2024 年 12 月 20 日より適用します。

ただし、この改正規約中、延滞利息に関する改正規定については、2025 年 2 年月 14 日以降に本サービスの利用料金その他の債務の支払いについて支払いがあったものから実施します。